

介護保険による住宅改修の手引き

令和2年10月
根室市市民福祉部介護福祉課

1. 介護保険住宅改修の概要

要介護認定を受けている方が、自宅で自立した生活を継続するために必要な住宅改修にかかる費用の一部を支給します。手すりの取付けや段差の解消等の資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。住宅改修費の支給を受けるには、工事着工前と工事完了後に市役所で申請手続きをする必要があります。

2. 対象となる住宅改修の種類

住宅改修費の支給対象となる住宅改修の種類は次のとおりです。対象の可否について、曖昧なケースについては、利用者の身体状況等により個別に判断する場合がありますので、必ず事前に市役所にご相談ください。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) 上記(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
 - ①手すりの取付け
手すりの取付けのための壁の下地補強
 - ②段差の解消
浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
 - ③床又は通路面の材料の変更
床材の変更のための下地補強や根太の補強、通路面の材料変更のための路盤設備
 - ④扉の取替え
扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
 - ⑤便器の取替え
便器の取替えに伴う床材の変更や給排水設備工事
(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)

介護保険で行う住宅改修は、あくまでも日常生活動作を助けるためのものです。趣味や仕事をするといった本人の生きがいや生活を充実させるための工事については、介護保険の住宅改修の対象とはなりません。

3. 支給対象となる住宅改修の内容

①手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作を円滑にすることを目的として設置するものです。

支給対象	<ul style="list-style-type: none">・ 居室内の手すり（居間、便所、浴室、玄関等）・ 出入口の手すり（原則1か所）・ 階段の手すり（安全性等を考慮して真に必要と認められる場合）・ 敷地内の手すり（車庫内、玄関ポーチや門扉までの通路等）・ 固定されている家具への手すりの取付け（手すりの安全性を確認できる場合など）
工付事帯	<ul style="list-style-type: none">・ 手すりの取付けのための壁の下地補強も対象
支給対象外	<ul style="list-style-type: none">・ 集合住宅等の共用部分の手すり（貸主の承諾があり、動線上であれば可）・ 老朽化による取替え・ 敷地外の手すり・ 取付け工事で固定しない手すり・ 固定されていない家具等への手すりの取付け

- ✓ 取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象であり、住宅改修の対象ではありません。
- ✓ 手すりの取付け工事については、原則、片側設置のみを支給対象にしていますが、利用者の身体状況の理由によっては、両側への手すりの取付けについても住宅改修の対象となりますので、必要となる理由を簡潔に記載してください。

②段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修を指し、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床をかさ上げ等です。

支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・各居室の敷居を低く（撤去）する工事 ・スロープ、踏み台を固定設置する工事 ・浴室の洗い場のかさ上げ工事 ・敷石をコンクリートスロープにする工事 ・階段の勾配を緩やかにする工事 ・通路等の傾斜、段差を解消する工事 ・浴槽をまたぎやすい浅いものに取り替える工事
工付帯	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とした転落防止柵の設置 ・浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事
支給対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・床下収納スペースを埋める工事 ・スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事 ・昇降機、リフト、段差解消機等を設置する工事 ・浴槽の取替えに伴う給湯器、シャワー、水栓の工事 ・転落防止柵の設置単独の工事（付帯工事としては支給可）

- ✓ 取付工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取り付け工事で固定しない浴室用すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。

③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室では畳から板製床材、ビニール製床材等へ変更、浴室では床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等です。

支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・畳から板製床材、ビニール製床材等への変更 ・浴室の床材を滑りにくい床材へ変更 ・屋外の通路を滑りにくい舗装材へ変更 ・階段への滑り止め取付け
工付帯	<ul style="list-style-type: none"> ・床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の変更の為の路盤整備
支給対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化による床材の張替え ・滑り止めマットや素材を置くだけ （住宅改修の支給対象となるには固定取付が必要） ・転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更

- ✓ 改修後の変化や効果が明らかでない工事（例：居室のフローリングを別のフローリングに変える工事等）は、支給対象となりません。

④引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等です。

支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開き戸から引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等への取替え ・ ドアノブの変更（レバーハンドル等への変更） ・ 開き戸の左右変更や押す引くの変更 ・ 内開きから外開きへの変更 （中で倒れていても開けられない等の理由がある場合） ・ 開き戸の幅を広げる（車いすが通れない等の理由がある場合のみ） ・ 引き戸から引き戸への変更 （重くて開けられない等の理由がある場合のみ） ・ 扉の撤去（車いすが通れない等の理由がある場合のみ）
工付帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象
対支対象外給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き戸等の新設（扉の取替えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は可） ・ 劣化によるレール、戸車、雨戸等の取替え

⑤洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合です。

支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和式便器から洋式便器への取替え ・ 既存の便器の位置や向きの変更 ・ 既存の和式便器は壊し、別の場所に洋式便器を設置 ※和式便器から洋式便器への取替えとみなし、洋式便器の本体と設置費用のみ支給対象
工付帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便器の取替えに伴う給排水工事（水洗化又は簡易水洗化を除く） ・ 便器の取替えに伴う床材の変更も対象 ・ 水洗和式→水洗洋式の工事は、給排水工事も対象 ※非水洗和式→水洗洋式の場合は、便器・便座のみ対象で、給排水工事は新設とみなされ支給対象外
支給対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洋式便器から洋式便器への取替え ※身体状況等の理由で、便座の高さが適正な洋式便器に取り替える場合は支給対象 ・ 既存の和式便器はそのまま新規に洋式便器を設置 ・ 暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替え

- ✓ 和式便器から洋式便器への取替えに伴い、暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それらの機能を含めた一体式の洋式便座が一般的に流通していることから支給対象とします。ただし、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は対象外となります。介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。
- ✓ 便器の位置や向きを変える工事は支給対象ですが、便器の位置や向きを変えずに、壁を撤去する等の工事は付帯工事ではありませんので支給対象外です。

⑥その他の工事

①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる以下のような住宅改修は対象となります。

対支給	・解体工事費、床材などの処分費 ・資材、廃材などの運搬費、現場管理費
対支給外	・電気工事費、設計、積算の費用 ・植木撤去

- ✓ 玄関以外の場所（勝手口、縁側、掃き出し窓）から出入りするために、改修工事を行う場合は、理由書に日常生活の動線として利用している旨を記入してください。（外出、ごみ捨て、物干し等）

⑦ユニットバスの工事

介護保険の住宅改修として、ユニットバスの工事そのものは認められておりませんが、厚生労働省の見解では対象工事費が適切に按分されていれば、給付の対象とすることができるものとされています。そのため、本市においても、利用者に必要な住宅改修の項目ごとに工事費の按分ができる場合のみ、介護保険の住宅改修の支給対象とします。この場合、介護保険給付の対象となる部分とそれ以外の部分の金額の確認のため、メーカー等が作成した価格の按分が必要です。メーカー等による価格の按分が困難な場合は、以下の按分率を目安としてください。

	支給対象			支給対象外			
	扉	床	浴槽	壁	天井	器具	その他
按分率	10%	20%	15%	20%	15%	10%	10%

- ✓ 上記の目安を用いて按分した場合、支給対象となる改修部分を精査したうえで見積書に記載してください。
- ✓ 按分の計算のベースとなる見積金額は、実際の販売価格としてください。
- ✓ 見積書に単価の記載がない場合や、「一式」と表記された場合は対象外とします。
- ✓ 介護とは無関係な利便性や快適性をもつ商品は、本制度の趣旨に沿わず支給対象から除外することがあります。

4. 支給限度基準額

(1) 支給限度基準額（利用限度額）

被保険者1人に対する住宅改修の支給限度基準額（利用限度額）は、要介護状態区分に関わらず、20万円となっています。消費税を含む20万円までの費用について、申請者（被保険者）の負担割合（1割・2割・3割）に応じて、9割または8割または7割分を住宅改修費として保険給付します。なお、支給限度基準額（20万円）の範囲内であれば、何回かに分けて利用（支給申請）することも可能です。

(2) 支給限度基準額の上乗せ措置

国が定める支給限度基準額は20万円ですが、根室市では、条例の規定により、便所と浴室に係る改修について、独自に10万円上乗せし、30万円を上限としています。

既に、支給限度基準額（20万円）の給付を受けた場合でも、便所と浴室の改修については上乗せの対象としますが、便所と浴室の改修で既に支給限度基準額（20万円）の給付を受けた場合で、さらに手すりや段差の解消等の住宅改修を行う場合は上乗せの対象なりません。

●事例①

手すり、段差の解消等で既に支給限度基準額（20万円）の給付を受けたが、今後、浴室の洗い場のかさ上げの改修を行う場合は支給対象となるか。

（見解）

市の条例では、便所と浴室に係る改修について、支給限度基準額を10万円上乗せし、30万円とすると規定されていることから、既に支給限度基準額の給付を受けた場合でも支給対象とします。

●事例②

便所と浴室の改修で既に支給限度基準額（20万円）の給付を受けたが、今後、手すりや床材の変更等の住宅改修を行う場合は支給対象となるか。

（見解）

市の条例では、便所と浴室に係る改修について、支給限度基準額を10万円上乗せし、30万円とすると規定されていることから、既に支給限度基準額の給付を受けた場合で、さらに手すりや床材の変更等の住宅改修を行う場合は、支給の対象なりません。

5. 申請時における提出書類

●事前申請時

①介護保険住宅改修事前申請書
②住宅改修が必要な理由書
・利用者の心身の状況、家屋の状況、日常生活上の動線、福祉用具の導入状況を確認し、住宅改修の必要性を判断するための重要な書類となります。具体的に分かりやすい記載をしてください。
③工事見積書
・ケアマネジャーには、複数（2社以上）の住宅改修事業者から見積りを取るよう、利用者に対して説明することが法により義務付けられています。適正な価格で改修工事を行うためにも複数（2社以上）の住宅改修事業者から見積りをとることをお勧めします。
・改修の種類、箇所ごとに工事内容を明記し、材料費・施工費・諸経費を適切に区分してください。（〇〇工事一式等は不可）
・工事内容に介護保険支給対象外の内容が含まれている場合、保険給付の対象部分分かるようにしてください。
・厚生労働省が示した標準様式に沿った見積書を提出してください。標準様式は9ページに掲載しています。標準様式の内容を全て網羅していれば、住宅改修事業者の独自様式でも構いません。
④図面
・改修前後の状態が分かるように図面を作成してください。
・手すりは、長さや取付け位置が分かるように記載してください。
・床材の変更や段差解消は、改修箇所の寸法や高さが分かるように記載してください。
⑤工事前写真
・改修箇所の位置や改修が必要な状態が分かるように撮影してください。
・手すりを設置する場合、設置予定の位置を写真内に記してください。
・段差はスケールをあてて、改修前の状態が分かるようにしてください。
・写真には撮影日を入れてください。 （日付を記載した黒板等を使用して撮影した写真は可。写真に直接、日付を書き込んだ場合は不可）
⑥住宅所有者の承諾書
・住宅の所有者が本人または同居親族以外の場合（賃貸住宅等の場合）、住宅改修承諾書が必要です。
⑦委任状
・振込口座が申請者と異なる場合

●支給申請時

①支給申請書
②領収書
<ul style="list-style-type: none">・領収年月日は、完成日以後の日付であり、支給申請日以前の日付であること・領収書の宛名は、被保険者本人となります。・領収書の写しを添付してください。(原本の提示を求める場合があります。)
③改修後の写真 (住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの)
<ul style="list-style-type: none">・改修箇所の位置や改修後の状態が分かるように撮影してください。・改修前の写真と構図を揃えて撮影してください。・手すりや踏み台は固定している部分を写してください。手すりはブラケット等の部材種別や数量を確認しますので、一枚の写真に収まらないときは複数枚に分けて撮影してください。・段差はスケールをあてて、改修後の状態が分かるようにしてください。・写真には撮影日を入れてください。 <p>(日付を記載した黒板等を使用して撮影した写真は可。写真に直接、日付を書き込んだ場合は不可)</p>

6. 住宅改修後の完成予定の状態が分かるものの作成要領

●手すりの取付け

- ・手すりの長さ
- ・手すりが途中で曲がる場合は、それぞれの箇所の長さ
- ・既存の手すりがある場合は、直径、長さ、床面からの高さ、材質
(既存の手すりではダメなのかを明確にするため)

●段差の解消

- ・段差を改修する部分に、段差の解消方法 (敷居撤去、スロープ設置、かさ上げ、かさ下げ等) と、改修後の段差寸法を明記する。
- ・スロープ設置の際はスロープの高さ、幅、奥行きを明記する。

●床材の変更

- ・改修前と改修後の材質を明記する。
- ・改修面積の算出に必要な寸法を明記する。

●扉の取替え

- ・改修前と改修後の扉種別を明記する。

●便器の取替え

- ・改修前と改修後の便器種別を明記する。
- ・洋式から洋式への変更の場合、改修前と改修後で、便座を下ろした状態の床面から便座までの高さ寸法を明記する。

【見積書の標準様式】 ※標準様式の内容を網羅していれば住宅改修事業者の独自様式でも構いません。

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名 称 (※2)	商品名・規格・ 寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
				(材料費)						
				(施工費)						
				小 計						
				諸経費						
				合 計						
				消費税						
				総合計						

※1 住宅改修の種類 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
(4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修

※2 名称：材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること